

介護保険負担限度額認定のご案内 (新規申請用)

利用者負担

サービス費の
1割～3割



居住費



食費



日常生活費

介護保険施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設）への入所やショートステイを利用されている方の**食費および居住費（滞在費）**の負担を軽減する制度です。

【対象となる方】

利用者負担段階	対象者	預貯金等資産要件
第1段階	●生活保護受給者 ●世帯全員※1が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者	単身 1,000万円 夫婦 2,000万円以下
第2段階	●世帯全員※1が住民税非課税で、前年の年金収入等※3 80万円以下の方	単身 650万円 夫婦 1,650万円以下
第3段階① ※2	●世帯全員※1が住民税非課税で、前年の年金収入等※3 80万円超 120万円以下の方	単身 550万円 夫婦 1,550万円以下
第3段階② ※2	●世帯全員※1が住民税非課税で、前年の年金収入等※3 120万円超の方	単身 500万円 夫婦 1,500万円以下

※1 世帯分離している配偶者または内縁関係の者を含みます。

※2 令和3年8月より第3段階が①と②に区分されています。

※3 年金収入等＝公的年金収入金額（非課税年金を含みます。）＋その他の合計所得金額

【利用者負担段階と負担限度額】

利用者負担段階	居住費（滞在費）						食費の限度額（ ）※2
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室		多床室		
			特養等※1	老健、療養等	特養等	老健、療養等	
第1段階	820円	490円	320円	490円	0円	0円	300円 (300円)
第2段階	820円	490円	420円	490円	370円	370円	390円 (600円)
第3段階①	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円	370円	650円 (1,000円)
第3段階②							1,360円 (1,300円)
一般の方の基準費用額（目安）	2,006円	1,668円	1,171円	1,668円	855円	377円	1,445円

※1 「特養等」は、特別養護老人ホーム、短期入所生活介護（ショートステイ）を利用した場合の金額

※2 （ ）内の金額は、令和3年8月より短期入所生活介護（ショートステイ）を利用した場合の金額

【申請方法】

申請書に記入し、必要書類を添付し、**窓口にて申請**してください。（郵送での申請も可能です。）

【申請に必要なもの】

- ① 介護保険負担限度額認定申請書／同意書（申請書の裏面）
- ② 被保険者証（代理権の確認）
- ③ 被保険者・配偶者の個人番号（マイナンバー）が確認できる書類（番号の確認）
- ④ 申請者の本人確認ができる書類（身元の確認）

※②～④について、詳細は「個人番号について」をご確認ください。郵送の場合は、「添付書類貼付用紙」にコピーを貼り付けてご提出ください。

⑤ 本人・配偶者の預貯金等が確認できる書類(コピーをご用意ください。)

※生活保護受給者は不要

預貯金等に含まれるもの	必要書類（確認方法）
預貯金（普通・定期）	通帳の写し ① <u>本人及び配偶者（内縁関係者）の口座名義人と最終残高</u> が確認できるページ （申請日より2ヶ月以内に記帳されたもの） ②通帳が複数ある場合にはその全て（定期預金も含む）
有価証券 （株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
タンス預金（現金）	自己申告
負債（住宅ローン等）	借用証明書の写し ※預貯金額等から差し引きます。ただし、個人名義であっても、営む事業にかかる借用証書は負債とみなしません。

⑥ 境界層に該当される方は、境界層該当証明書

（※境界層に該当するかどうかは、まず生活保護の申請をしていただく必要がありますので、事前に福祉事務所にご相談ください。証明書は福祉事務所が発行されます。）

【注意事項】

- 申請受理した月の初日からの認定期間となります。
- 非課税年金照会や預貯金照会等で認定までに数日かかる場合がありますので、お早めに申請をお願いします。
- 申告に基づき、関係機関に資産照会をすることがあります。
- 偽りその他不正行為によって給付を受けた場合、その全部または一部の返還に加えて、最大で給付額の2倍の加算金を課すことがあります。
- 申請に必要な書類に不備がある場合や同意書に記入がない場合には、申請を受理することが出来ません。記入漏れがないかお確かめください。
- 認定基準に該当しないときは、負担限度額認定証の交付はできません。施設との契約額をお支払いいただくこととなります。（※契約額は一般の方の基準費用額が目安となります。）

【特例減額措置】

本人または世帯員が住民税を課税されているときは、負担軽減の対象とはなりません。ただし、高齢夫婦世帯で、一方が施設に入所し（ショートステイの場合は対象外）、残された配偶者の在宅での生計が困難になるような場合は負担軽減の対象になる場合があります。

詳細については、介護長寿課までお問合せ下さい。

石垣市役所 介護長寿課 給付認定係

〒907-8501 沖縄県石垣市真栄里672番地

TEL 0980-87-6022（直通）